

新潟薬科大学キャンパス全面禁煙宣言

2021年3月10日
新潟薬科大学学長

新潟薬科大学は、自らのあるべき姿として「健康で自立した社会の実現に向けて、「ひと」と「地域」を前進させていきます」と掲げ、医療や健康に関する専門人材の輩出に取り組んでいます。

一方、わが国では2020年4月1日に「健康増進法の一部を改正する法律」が全面的に施行され、改正の趣旨である①「望まない受動喫煙」をなくすこと、②受動喫煙による健康影響が特に大きい20歳未満の方や患者の方への特段の配慮に努めるため、本学では新津キャンパスの体育館脇に、同法が定める受動喫煙防止措置を講じた「屋外指定喫煙所」を整備し、分煙を講じてきました。

しかしながら、屋外指定喫煙所については受動喫煙を完全に避けることが難しいことや、同法が定める例外措置を甘受することなく、むしろ本学のあるべき姿に基づき、学生及び教職員の健康の保持・増進、並びにたばこに関連した疾病予防に積極的に取り組む必要があるため、防災安全委員会からの提言を踏まえ、運営会議及び教育研究評議会において慎重に検討を行いました。

その結果、本学は2021年5月31日からすべてのキャンパスを「敷地内全面禁煙」とすることを宣言します。

本学の学生、教職員及びその他全ての来学者の皆様におかれましては、本宣言の趣旨をぜひともご理解いただき、別に定める指針に基づき次のように詳細をお知らせしますので、ご協力くださいますよう、お願いいたします。

(宣言及び指針に基づく対応策の概要)

1. 敷地内全面禁煙の実施開始日
2021年5月31日(月)(屋外指定喫煙所を撤去します)
2. 禁煙の対象とする場所
本学の敷地内
(新津キャンパス、新津駅東キャンパスをはじめ、附属教育研究施設を含む)
3. 禁煙の対象者
学生、教職員及び本学の敷地内に立ち入るすべての方

4. 全面禁煙化に向けた移行準備期間の設定

3月10日（水）から5月28日（金）までを「敷地内全面禁煙化に向けた移行準備期間」と位置づけ、次の取り組みを行います。

- (1)全面禁煙化に関する周知及び啓蒙ポスターを、キャンパス内及び本学ホームページに掲出します。また、学生の皆さんに対しては、ポータルや「新年度オリエンテーション」において説明や啓蒙を行います。
- (2)禁煙サポートの一環として、禁煙（卒煙）に導く課外補講の実施や教材等を提供します。
- (3)禁煙サポートの一環として、新津キャンパス保健室では禁煙相談に対応するとともに、各事務室においても禁煙外来を開設している医療機関を紹介します。
- (4)近隣住民の皆様及び所轄消防署に、必要な協力を要請します。

5. 注意事項

- (1)加熱式たばこ、及び電子たばこ、無煙たばこ等と称するいわゆる「新型たばこ」についても、全面禁煙の対象とします。
- (2)全面禁煙化移行後は、敷地内に駐停車した自家用車の車内における喫煙も認められません。
なお、万一、敷地内喫煙が確認された場合における登学停止に及ぶような処置は現時点では前提とせず、良識ある行動に期待するものとしします。
- (3)敷地外の周辺道路、緑地及び公園における喫煙は、近隣住民の皆様の受動喫煙、火災及びポイ捨てを防止するため、控えてください。
- (4)灰皿を備える隣接する敷地外の店舗（飲食店やコンビニエンスストア等）において喫煙する場合には、店舗の利用を前提とする、店舗の指示に従う等、節度を守るようにしてください。
- (5)全面禁煙化移行後、当面の間、教職員による「禁煙パトロール」を実施し、必要に応じて協力要請することで、円滑な移行を推進します。（敷地内及び隣接する敷地外）

以 上